

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宇土市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民接種、予診票の発行、予防接種情報の管理等を行う。番号法に基づいて、各情報保有機関と中間サーバ、情報提供ネットワークを介して情報連携を行う。 具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用する。 ①新型インフルエンザ予防接種対象者の選定 ②新型インフルエンザ予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④転入者・予診票紛失者等への予診票発行 ⑤予防接種健康被害に関する業務
③システムの名称	健康管理システム(予防接種)「標準準拠システム(予防接種)」 中間サーバ、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表126の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報提供＞ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項 ＜情報照会＞ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宇土市健康福祉部健康づくり課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51 電話0964-27-4428
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宇土市健康福祉部健康づくり課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51 電話0964-27-4428
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住所を含む3情報の一致を厳守し、取得した情報について誤りがないか複数人で確認を行う体制を作っているため、人為的ミスが発生するリスク対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民接種、予診票の発行、予防接種情報の管理等を行う。番号法別表第二に基づいて、各情報保有機関と中間サーバ、情報提供ネットワークを介して情報連携を行う。</p> <p>具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用する。</p> <p>①新型インフルエンザ予防接種対象者の選定 ②新型インフルエンザ予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④転入者・予診票紛失者等への予診票発行 ⑤予防接種健康被害に関する業務</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民接種、予診票の発行、予防接種情報の管理等を行う。番号法に基づいて、各情報保有機関と中間サーバ、情報提供ネットワークを介して情報連携を行う。</p> <p>具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用する。</p> <p>①新型インフルエンザ予防接種対象者の選定 ②新型インフルエンザ予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④転入者・予診票紛失者等への予診票発行 ⑤予防接種健康被害に関する業務</p>	事後	
令和7年3月31日	I.1.③(システムの名称) I.3(法令上の根拠) I.4(情報提供ネットワークシステムによる情報連携) II.1(いつ時点の計数か) II.2(いつ時点の計数か) IV.8(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か) (判断の根拠) IV.11(最も優先度が高い考えられる対策) (判断の根拠)	—	システム標準化に伴うシステムの名称追加、番号法の改正に伴う根拠法令の見直し、評価書の様式見直しに伴う記載事項の追加	事後	システム標準化に関する変更は事前提出
令和7年3月31日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	宇土市健康福祉部健康づくり課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51 電話0964-27-3324	宇土市健康福祉部健康づくり課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51 電話0964-27-4428	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	宇土市健康福祉部健康づくり課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51 電話0964-27-3324	宇土市健康福祉部健康づくり課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51 電話0964-27-4428	事後	